## 26第一火曜日の会「いわまの伝え話」と「スクエアステップ」の参加者を募集します

いわまの伝え話等を観て、聴いて、楽しくステップを体験してみましょう!

**日時** 10月3日 (火) 午前9時30分~11時30分

**場所** 岩間保健センター 1 階集会室(笠間市下郷 5139-1)

講師 「めだかクラブ」、スクエアステップリーダー会岩間支部

**定員** 30 名 (先着順)

参加費 無料

申込方法 電話でお申し込みください。

**申込期限** 9月28日(木)

**申・問** 社会福祉協議会ボランティアセンター ™ 0296-78-2626

「第一火曜日の会」

毎月第一火曜日は、講話やレクリエーション、研修会、お話会などを行い、福祉を一層理解して もらう日としています。ぜひご参加ください。

### ②第9回笠間市公民館まつりの展示作品を募集します

日頃趣味としてまたは心のよりどころとして制作した作品を広く展示・公開することで、文化 意識の向上と参加者相互の交流を深めることを目的に、第9回笠間市公民館まつりを開催します。 お気軽にご応募ください。

**日時** 11月2日 (木) ~5日 (日) 午前9時~午後5時

場所 友部公民館(笠間市中央 3-3-6)

部門 絵画、文学、書、写真、手芸品、工芸、彫刻、生け花等

出品点数 一部門につき、一人一作品の自作品または共同作品一点とし、二部門までの出品とします。 作品は期間中展示できるものに限ります。

※作品展示から展示終了後の片付けまでを、参加者の相互協力により進めるものとします。

対象 市内在住、在勤、在学の文化団体または個人

※公民館自主活動団体の所属者は、市外の方も応募可能です。

**申込方法** 笠間市公民館まつり参加申込書(団体用または個人用)に必要事項を記入の上、窓口 で直接お申し込みください。参加申込書は友部公民館に用意してあります。

**申込期間** 9月14日 (木) ~10月6日 (金)

申•問 友部公民館 ℡ 0296-77-7533 FAX 0296-78-3278

#### 28元気すこやか教室の参加者を募集します

運動、口腔、栄養、認知等に不安を抱える高齢者を対象に、生活機能の改善を目的とした、保健・医療の専門職による短期集中型(3か月間)の介護予防サービスを実施します。

日時 11月~1月の毎週火曜日 午後1時~3時

場所 フロイデ総合在宅サポートセンター友部(笠間市鯉淵 6526-19)

**内容** 運動(体操)、講話、レクリエーション等を組み合せたプログラムです。また、自宅でも続けられるよう支援します。

- (1) 運動器の機能向上プログラム(2) 口腔機能向上プログラム(3) 栄養改善プログラム、
- (4) 認知症予防プログラム
- 対象 次のいずれかに該当する方で、全12回の教室に参加できる方
  - (1) 要支援 1・2 の認定を受けている方
  - (2) 基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた方

**定員** 10 名 (先着順)

**参加費** 1,500 円 (全 12 回分)

**申込方法** フロイデ総合在宅サポートセンター友部に直接お申し込みください。

**申込期限** 10月6日(金)

**申・問** フロイデ総合在宅サポートセンター友部 ™ 0296-73-5577

**問** 高齢福祉課(内線 175)

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます

⑩ページ http://www.city.kasama.lg.jp/(「ごみ処理」で検索)

# 平成29年9月7日 第29-16号

### ④ごみは分別して出しましょう

可燃ごみの中に、不燃ごみやリサイクルできる缶・びん・ペットボトル等が混ざっていることが見受けられます。

可燃ごみを焼却するときに不燃ごみ等が混ざっていると、焼却設備に不具合を起こすなど処理 に支障をきたしますので、可燃ごみの中には、不燃ごみ等を絶対に入れないでください。

また、缶・びん・ペットボトル等の資源物は、ごみの減量化と再資源化のため、正しく分別して集積所に出すようお願いします。

**問** 環境保全課(内線 127)

## ⑤事業系ごみは自己処理が原則です

事務所、店舗などの事業所から出たごみは、「事業系ごみ」として、事業者の責任で適正に処理することが法律により義務づけられています(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条第1項)。事業活動に伴って出るごみは、法律で定められた20種類の「産業廃棄物」とそれ以外の「事業系一般廃棄物」となりますので、「家庭ごみ」とは異なり市では収集しません。このため、「産業廃棄物」または「事業系一般廃棄物」は自らごみ処理施設等に持ち込むか、または収集運搬の許可業者に委託して処理することになります。

なお、住宅と併設されている事業所(住まいと事業所が一緒)については、家庭から出るごみは「家庭ごみ」として、事業活動から出るごみは「産業廃棄物」または「事業系一般廃棄物」として処理するようお願いします。

問 環境保全課(内線 127)

## ⑥犬のふんは持ち帰りましょう

### 【放置された犬のふんで困っている人たちがいます】

「犬のふん」に関する苦情が多く寄せられています。土地の所有者や周辺の方々を不快にさせるだけでなく、衛生上もよくありません。一部の心ない飼い主のために、犬を散歩している方全体が悪いイメージを持たれてしまう可能性もあります。

大を散歩させるときは、公園や道路などの公共の場所はもちろん、他人の家の前や敷地、田畑や空き地などにもふんを放置することのないよう必ず持ち帰り、適切に処分しましょう。

#### 【ふんの持ち帰りは条例で規定されています】

飼い犬を屋外で運動させる場合などは、リードを付け制御できるようにすること、ふんを処理 するための用具を携帯すること、排泄されたふんを持ち帰ることが「笠間市すみよい環境条例第 29条」で義務付けられています。

**問** 環境保全課(内線 125)、笠間支所地域課(内線 72115)、岩間支所地域課(内線 73115)

#### ⑦水戸まちなかフェスティバルを開催します

歩いて楽しい水戸まちなかフェスティバル。ウェディングにオセロにファッションショー、雑 貨にグルメに音楽もある、秋のストリート文化祭です。水戸の魅力をお楽しみください。

**日時** 9月24日(日)午前10時~午後4時 **※**雨天決行

場所 水戸市中心市街地(大工町交差点~水戸駅北口広場)